

## 大阪体育大学発明等取扱規程〔法人規程〕

### (目的)

第1条 この規程は、大阪体育大学(以下「大学」という)の教職員等が行った発明等の取扱いについて規定することにより、その発明者としての権利を保障し、発明等の奨励及び研究意欲の向上を図るとともに、学術研究の成果の社会的活用を通じて、学術研究の振興に資することを目的とする。

### (定義)

第2条 この規程において「教職員等」とは、次に掲げる者をいう。

- (1)大学の専任教職員
- (2)非専任の教育職員
- (3)大学の諸規程に基づいて雇用される研究員
- (4)大学の学部学生及び大学院生
- (5)その他発明等に関する契約を締結している者

2 この規程において「発明等」とは、発明、考案、意匠、商標、プログラム、及びノウハウをいい、その創出が性質上、大学の業務範囲に属し、かつ創出をするに至った行為が大学における教職員等の職務に属するものをいう。

3 「発明者」とは、発明等を行った教職員等をいう。

4 「知的財産権」とは、次に掲げるものをいう。

- (1)特許法に規定する特許権、実用新案法に規定する実用新案権、意匠法に規定する意匠権、商標法に規定する商標権
- (2)著作権法第2条第1項第10号の2のプログラム著作物及び第10号の3のデータベースの著作物に係る著作権法第21条から第28条までに規定する権利
- (3)(1)及び(2)に掲げる権利の対象とならない技術情報のうち、秘匿することが可能な財産的価値があるものであって、学長が特に指定する権利(ノウハウ等)

### (権利の帰属)

第3条 教職員等が行った発明等にかかわる国内外の知的財産権及び知的財産権を受ける権利は、原則として、学校法人浪商学園(以下「学園」という)に帰属するものとする。ただし、特別の事情があると大学が認めるときは、その権利を発明者に帰属させることができる。

2 教職員等が大学外の者と共同して発明等を創出したときは、その教職員等が有する発明等に関する共有持分に係る取扱いは、前項と同様とする。

3 教職員等から、大学が職務発明に該当しないと判断した発明等、及び既に出願等を終えた発明等の譲渡の申し出があったときは、学園はその権利を譲り受けることがある。

### (発明等の届出)

第4条 教職員等は、自己の研究の成果が発明等として登録に価すると思料するときは、速やかに発明等の経過及び内容説明を記載した書面を学長に届け出なければならない。

2 前項の発明等の届出は、別に定める様式に従って行うものとする。

(審査)

第5条 教職員等が行った発明等に関する審査は、研究推進委員会(以下「委員会」という)が担う。

2 委員会は、学長の諮問に応じ、教職員等の行った発明等について、登録の可能性、権利の帰属、実用性等について審査する。

3 委員会は、必要に応じ、外部の専門家への意見聴取、または審査会議への同席を依頼することができる。

(研究推進委員会への諮問)

第6条 学長は、第4条第1項の発明等の届出を受けたときは、登録の可能性、権利の帰属、実用性その他必要と認める事項を委員会に諮問する。

2 委員会は、前項で掲げた事項について審議し、その結果を学長に報告する。

3 学長は、前項で報告された内容について、決定として発明者に通知する。

(異議の申し立て)

第7条 発明者は、第6条第3項による決定に不服があるときは、通知を受けた日から2週間以内に学長に対し、異議を申し立てることができる。

(再審査)

第8条 学長は、前条の規定による異議申し立てがあった場合は、委員会又は特別に選任された作業部会(以下「部会」という)に再審査を行わせるものとする。

2 委員会又は部会は、前項の再審査結果を学長に報告する。

3 学長は、前項で報告された内容について、決定として異議申立者に通知する。

4 異議申立者は、前項の再審査による決定に対して、再度異議申し立てを行うことはできない。

(権利の承継等)

第9条 学園は、第6条の手続を経て発明等に関する権利の全部又は一部の承継を決定したときは、これを所有するものとする。

2 発明者は、前項のとおり学園が当該発明等に関する権利の全部又は一部の承継を決定したときは、速やかに権利譲渡証書を提出しなければならない。

3 大学は、前各項に基づき承継された発明等に関する権利に基づき、速やかに知的財産権を取得するための手続をしなければならない。ただし、ノウハウとしてとどめる場合を除く。

4 前項に規定する出願に要する費用及び権利保持に要する費用は、大学と発明者がそれぞれの知的財産権の持分割合に応じて負担する。

5 学園が発明等に関する権利を承継しないと決定したときは、当該発明等に関する権利は、当該発明者に帰属するものとする。

6 学園に譲渡された発明等に基づく知的財産権を放棄又は消滅させようとする場合には、法令、契約等による定めがある場合を除き、当該発明者と協議のうえ、その取扱いについて決定するものとする。

7 学園は、発明者への通知の後、承継した知的財産権を受ける権利の全部又は一部を、知的財

産権付与の支援を行う適切な事業団あるいは技術移転会社に譲渡することができる。

8 大学は、承継された発明等の社会における活用のための実施許諾・譲渡等に関する業務を、技術移転事業体に委託することができる。

(発明者の自己実施権の放棄)

第 10 条 学園と発明者が共有する知的財産権が、学外との受託研究等の成果であって、発明者と受託研究等の相手方との共有に係る場合は、発明者は、研究活動に使用するときを除いて、当該知的財産権に係る自己実施権及び許諾権を放棄するものとする。

(権利譲渡への対価の支払)

第 11 条 学園は、以下の場合、発明者に対して、別に定める対価を支払うものとする。

(1) 第9条の規定により知的財産権(著作権及びノウハウを除く。)を受ける権利あるいは知的財産権の譲渡を受けた場合

(2) 第9条の規定により譲渡された知的財産権を受ける権利による知的財産権が付与された場合

(3) 学園所有の知的財産権の実施、実施許諾、又は処分等により収益を得た場合

(守秘義務)

第 12 条 大学及び発明者は、当該発明等を保護する観点から、特許公開されるまでに第三者に公表しないように努める。

(退職後の取扱い)

第 13 条 発明者が退職した場合においても、第 11 条各号の権利譲渡に伴う対価の支払を受けることができる。

2 発明者が退職したのちに、学園が当該発明者から譲渡された発明等に基づく知的財産権を放棄又は消滅させようとする場合は、第9条第6項同様の取扱いとする。

3 前各項の規定にかかわらず、自己の住所等連絡先情報に変更があったことを通知しなかった場合には、その限りではないものとする。

(事務局)

第 14 条 この規程に関する事務は、庶務部研究支援担当が行う。

(改廃)

第 15 条 この規程の改廃は、大学評議会の議を経て、理事長が決定する。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

別表1(第11条第1号・第2号関係)

譲渡及び付与による対価の一覧

知的財産権の種別	譲渡時	付与時
特許権	10,000 円	20,000 円
意匠権	5,000 円	10,000 円
商標権	5,000 円	10,000 円
実用新案権	5,000 円	-
著作権	-	-
ノウハウ	-	-

別表2(第11条第3号関係)

収益を得た場合の配分基準

区分	配分率
発明者	40%
大学	60%

技術移転業務委託先等との契約により支払うべき費用が発生した場合等、収益に伴う経費が発生している場合にあつては、その金額を差し引いた額からの配分とする。なお、発明者の申請に基づき、対価の支払いを研究費に替えることができる。